

# 解体工事業の新設と経過措置等

## 1 解体工事業の新設と許可の経過措置

建設業法等の一部を改正する法律が平成28年6月1日に施行され、これまで「とび・土工・コンクリート工事」に含まれていた工作物の解体工事については、新たな業種区分である「解体工事」として扱われることになりました。これにより、施行日(平成28年6月1日)以降、解体工事業を営むには、原則として解体工事業の許可が必要となります。

ただし、法改正に伴う経過措置により、施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(平成31年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

平成28年6月1日以降の業種区分【抜粋】

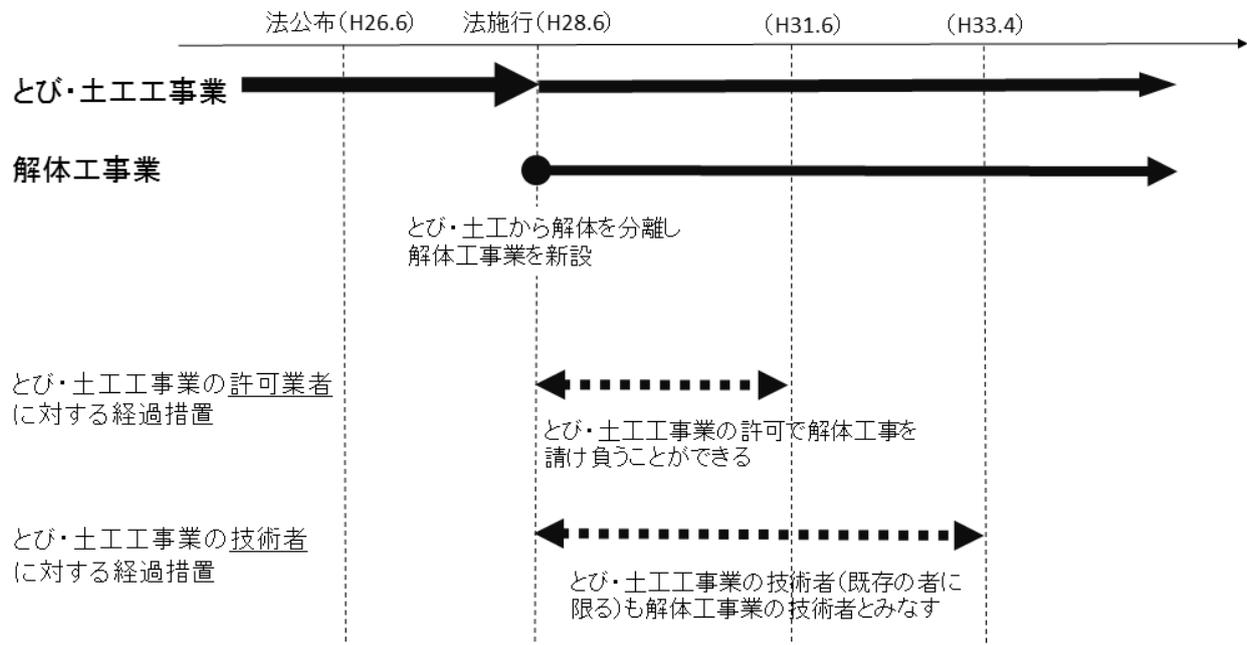
略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
と	とび・ 土工・コ ンクリ ート工事	とび・ 土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等 <del>工作物の解体等</del> を行う工事 ロ～ホ【略】	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事等 <del>工作物解体工事</del> ロ～ホ【略】
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

## 2 経營業務管理責任者及び技術者に関する経過措置

施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。

また、平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(施行日時点で既存の者に限る。)も解体工事業の技術者とみなします。

経過措置まとめ



### 3 解体工事業の技術者要件

解体工事業の許可を受けるに当たっての専任技術者の要件は次のとおりです。また、経過措置により、既存のとび・土工工事業の技術者を専任技術者として解体工事業の許可を受けた場合でも、経過措置が終了する平成33年3月31日までは、要件を満たす専任技術者を置かなくてはなりません。

特定建設業の許可を受ける場合

- ・1級土木施工管理技士\*1 ・1級建築施工管理技士\*1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))\*2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

一般建設業の許可を受ける場合

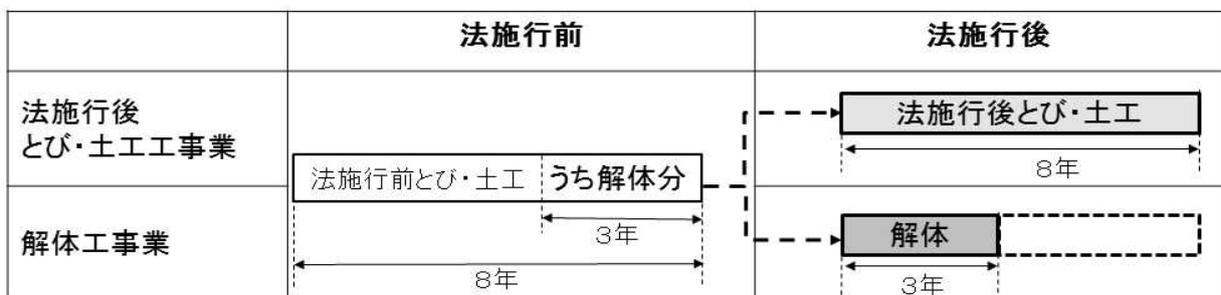
- ・特定建設業の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)\*1 ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)\*1
- ・とび技能士(1級) ・ とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録解体工事試験\*3
- ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

- \*1)平成27年度までの合格者に対しては、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習\*3の受講が必要。
- \*2)当面の間、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習\*3の受講が必要。
- \*3)登録解体工事試験及び講習を実施している機関については、国土交通省のホームページで確認してください。(「登録解体工事試験」「登録解体工事講習」をサイト内検索)

### 4 法施行前後のとび・土工工事業及び解体工事業の実務経験の取扱

新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とします。また、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数とします。

実務経験の算出例



- \*1つの契約で解体工事以外の工事も併せて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。
- \*法施行前にとび・土工工事業の許可で請け負った解体工事の実務経験の期間は、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計上できる

## 5 解体工事の工事経歴書への記載について

事業年度終了の変更届を提出する際、とび・土工工事業の許可で解体工事を請け負った場合の工事経歴書への記載の仕方については、次のとおりです。

平成28年5月31日以前に契約した解体工事  
とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に記載

平成28年6月1日以降に契約した解体工事  
工事経歴書への記載は不要（金額のみを「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の「その他の建設工事の施工金額」に計上）

なお、とび・土工工事業(または解体工事業)の経営事項審査を受審する事業者は、上記とは別に、直前の事業年度2年分(3年平均の場合は3年分)について、過年度分についても、とび・土工・コンクリート工事と解体工事の切り分けを行い、それぞれの工事経歴書を作成・提出する必要があります。(詳しくは「経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」をご覧ください)

事業年度終了の変更届を提出する際には、事前に経営事項審査に申請する内容を確認するための参考資料として、切り分けを行った工事経歴書2年分(3年平均の場合は3年分)を併せて提出するようお願いします。